

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p> (一) 要介護1 <u>5,697単位</u></p> <p> (二) 要介護2 <u>10,168単位</u></p> <p> (三) 要介護3 <u>16,883単位</u></p> <p> (四) 要介護4 <u>21,357単位</u></p> <p> (五) 要介護5 <u>25,829単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p> (一) 要介護1 <u>8,312単位</u></p> <p> (二) 要介護2 <u>12,985単位</u></p> <p> (三) 要介護3 <u>19,821単位</u></p> <p> (四) 要介護4 <u>24,434単位</u></p> <p> (五) 要介護5 <u>29,601単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,697単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,168単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,883単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,357単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,829単位</u></p> <p>注1～14 (略)</p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>ト <u>認知症専門ケア加算</u></p> <p>注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u></p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p> (一) 要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p> (二) 要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p> (三) 要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p> (四) 要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p> (五) 要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p> (一) 要介護1 <u>8,287単位</u></p> <p> (二) 要介護2 <u>12,946単位</u></p> <p> (三) 要介護3 <u>19,762単位</u></p> <p> (四) 要介護4 <u>24,361単位</u></p> <p> (五) 要介護5 <u>29,512単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>注1～14 (略)</p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>(新設)</p>

事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I) 90単位

(2) 認知症専門ケア加算(II) 120単位

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I) 750単位

(2) サービス提供体制強化加算(II) 640単位

(3) サービス提供体制強化加算(III) 350単位

(削る)

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ 640単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 500単位

(3) サービス提供体制強化加算(II) 350単位

(4) サービス提供体制強化加算(III) 350単位

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した
単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した
単位数の1000分の55に相当する単位数
(削る)

(削る)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等
の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出
た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者
に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場
合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所
定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を
算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算
定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからチまでにより算
定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算
定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ (略)

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,800単位
注1～2 (略)

3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の
敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対
応型訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「
同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定夜
間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同
一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した
単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからトまでにより算定した
単位数の1000分の55に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の10
0分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の10
0分の80に相当する単位数

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等
の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出
た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者
に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場
合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所
定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を
算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算
定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算
定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算
定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ (略)

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,751単位
注1～2 (略)

3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の
敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対
応型訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「
同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定夜
間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同
一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者